

高圧ガス保安教育計画書

(教育目的)

第1 保安教育の目的は、高圧ガス保安法第27条の規定に基づき、電気通信大学研究設備センター低温部門低温室における、高圧ヘリウムガスの製造、移動及び取扱い、並びに液化窒素ガスの取扱い等の作業について、職員及び学生に対して保安上必要な事項を教育し、高圧ガスによる災害の発生を防止することを目的とする。

(教育対象者)

第2 高圧ヘリウムガスの製造と取扱い及び液化窒素ガスの取扱いに従事する本学の職員及び学生並びに工事等の請負業者に対して、その業務の範囲、内容等に応じて、それぞれ適切な教育計画を作成して実施するものとする。

(教育担当者)

第3 保安教育には、保安統括者、保安統括者代理者、保安係員、保安係員代理者及び学識経験者が当たるものとする。

(教育実施方法)

- 第4 1年に1回以上具体的な実施計画を定め、教育を行うものとする。
- 2 教育の内容については、第5に掲げる内容のうちから、その都度定めるものとする。
- 3 下記事項については、隨時教育を行うものとする。
 - (1) 新規に職員を採用したとき。
 - (2) 職員の異動があったとき。
 - (3) 製造方法、設備等に変更があったとき。
 - (4) 災害、事故等があったとき。
 - (5) その他、必要が生じたとき。
- 4 上記教育の実施記録（別紙様式）を作成の上、保存する。

(教育内容)

第5 安全知識及び安全作業に関する教育内容は、次のとおりとする。

- (1) 高圧ガス保安法並びに関連の保安規則
- (2) 危害予防規程
- (3) 高圧ガスの一般的性質
- (4) 低温液化ガスの取扱い
- (5) 設備全般及び附属設備に関すること。
- (6) 高圧ガスによる災害防止措置
- (7) 機器等の運転中の注意事項
- (8) 高圧ガス容器の取扱い
- (9) 機器の保守及び保安点検
- (10) 工事等の請負業者の作業に関する注意事項
- (11) 災害発生時の応急救護
- (12) その他、必要な事項